

○八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付要綱

制定 令和 7年 3月26日告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保護者が安心して子育てができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施する施設の開設者に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）別紙の病児保育事業実施要綱に定める病児対応型又は病後児対応型の施設であって、八千代市病児・病後児保育事業実施要綱（平成11年八千代市告示第16号）第4条に規定する基準等を満たすもの（以下「実施施設」という。）を開設する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に実施施設を開設した者であって、市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を遂行するために要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 実施施設の開設に必要な施設の改修費及び備品の購入費（以下「改修費等」という。）
- (2) 実施施設の賃貸借に係る礼金及び賃借料（実施施設の開設日の属する月の前月分のものに限る。以下「賃借料等」という。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 改修費等に係る実支出額（その額が4,000,000円を超えるときは、4,000,000円）
- (2) 賃借料等に係る実支出額（その額が600,000円を超えるときは、600,000円）  
(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る予算書又は支出予定額の内訳を確認することができる書類
- (2) 改修費等に係る補助にあつては、改修工事の見積書及び改修工事を実施する箇所の平面図又は購入予定の備品の見積書若しくは金額の明記されたカタログ等
- (3) 賃借料等に係る補助にあつては、賃貸借に係る契約書の写し並びに契約期間及び賃借料等の額が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。  
(決定通知書)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金事業変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金実績報告書(第5号様式)によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し又はこれに代わる書類
- (2) 改修費等に係る補助にあつては、改修工事を実施した箇所又は購入した備品の一覧
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第11条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付額確定通知書(第6号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付請求書(第7号様式)によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条第1項）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

申請者 名称

代表者名

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業年度 年度
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 交付申請額 円  
算出基礎
- 5 経費所要額 円
- 6 補助事業の着手及び完了の予定期日  
着手 年 月 日 完了 年 月 日
- 7 添付書類
  - (1) 補助事業に係る予算書又は支出予定額の内訳を確認することができる書類
  - (2) 改修費等に係る補助にあつては、改修工事の見積書及び改修工事を実施する箇所の平面図又は購入予定の備品の見積書若しくは金額の明記されたカタログ等
  - (3) 賃借料等に係る補助にあつては、賃貸借に係る契約書の写し並びに契約期間及び賃借料等の額が確認できる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付で申請のあった 年度八千代市病児・病後児  
保育施設開設費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第9条第1項）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

申請者 名称

代表者名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第4号様式（第9条第2項）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号  
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで申請のあった八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金の事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第10条第1項）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

報告者 名称

代表者名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金について、事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業に要した経費の総額 円
- 3 交付決定を受けた補助金の額 円
- 4 添付書類
  - (1) 補助対象経費の領収書の写し又はこれに代わる書類
  - (2) 改修費等に係る補助にあつては、改修工事を実施した箇所又は購入した備品の一覧
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第11条）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第7号様式（第12条）

八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

請求者 名称

代表者名 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市病児・病後児保育施設開設費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	